

施設使用料の還付について

(令和2年5月29日更新)

■新たな使用申請について

・適切な感染予防対策の実施を了承し、新たに許可申請した案件にかかるキャンセルについては、通常のキャンセル期間に基づいた対応となります。

■許可済案件(5月25日以前を使用日とする場合)について

・キャンセル申請を提出いただき、使用料については全額還付となります。キャンセル申請を提出いただけない場合は、使用許可取消となり、使用料については全額還付となります。

■許可済案件(5月26日以降を使用日とする場合)について

・適切な感染予防対策の実施を確認させていただき、対策の実施を了承するかどうかの期限を設定し、期限ごとの対応を行います。

【確認期限】

①5月中が使用日の場合：使用日の前日

②6月中、7月中が使用日の場合：使用日の前々日

③8月以降が使用日の場合：7月31日(金)

➡期限までに適切な感染予防対策を実施すると回答いただいた場合

期限以降にキャンセルの申し出があった場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由としたキャンセルであっても、通常のキャンセル期間に基づいた対応となります。

➡期限までに適切な感染予防対策を実施できないと利用予定者から回答された場合
キャンセル申請を提出いただき、使用料については全額還付となります。キャンセル申請を提出いただけない場合は、使用許可取消となり、使用料については全額還付となります。